平成２１年（フ）第６７９号
静岡市葵区北1353番地の21
債務者　岡村　葉子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６８８号
静岡県牧之原市細江3979番地１
債務者　櫻井　篤
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４８号
静岡県島田市向谷元町592―１　レオパレスＴＯＡ48―208号室、住民票上の住所静岡県藤枝市本郷120番地
債務者　加塩　豊
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７４号
静岡県藤枝市小石川町３丁目18番11号ビュー小石川203号
債務者　阿井　進
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２１９号
東京都調布市国領町４丁目11番地５ハイツ拾萬石205
債務者　舩内　基圭
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１００号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目14番６号ＣＬＡＲＥＴ南阿佐ヶ谷302
債務者　水本　則子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１４４号
東京都品川区荏原５丁目２番６号
債務者　春日さゆり（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１３号
広島県福山市加茂町字粟根734番地12
債務者　渡邉　勝己
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後３時40分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６８０号
栃木県那須烏山市野上785番地13
債務者　小森　三男
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２４号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目23番18号
債務者　髙舘　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２５号
栃木県那須郡那須町大字芦野2752番地
債務者　三森　浩二
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０１号
栃木県日光市七里986番地４
債務者　鈴木　猛
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８４号
栃木県日光市吉沢285番地　前原コーポＢ202号
債務者　武田　昭
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９８号
栃木県矢板市東泉1181番地２
債務者　佐藤　忠
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９９号
栃木県矢板市東泉1181番地２
債務者　佐藤万里子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係